

答 申 第 6 5 号
(諮 問 第 6 5 号)

平成 3 0 年 9 月 1 3 日

鎌倉市長 松 尾 崇 様

鎌倉市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 安 富 潔

平成 30 年 5 月 18 日付け鎌総第 462 号で諮問のあった下記の事案について、別紙のとおり答申します。

記

行政文書全部非公開決定処分に対する審査請求について

1 審査会の結論

平成 29 年 12 月 4 日付けで審査請求人が行政文書公開請求した「直近（平成 29 年 10 月）鎌倉市観光基本計画推進委員会公募市民の応募書類」について、実施機関鎌倉市長が平成 29 年 12 月 14 日付けで行った行政文書全部非公開決定処分は、妥当である。

2 審査請求の主張の要旨

(1) 本件審査請求の経緯

本件審査請求は、次のような経緯で行われた。

ア 行政文書公開請求書の提出

審査請求人は、平成 29 年 12 月 4 日付けで鎌倉市情報公開条例（平成 13 年 9 月 28 日条例第 4 号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関鎌倉市長（以下「実施機関」という。）に対し、「直近（平成 29 年 10 月）鎌倉市観光基本計画推進委員会公募市民の応募書類」に係る行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

イ 本件処分について

実施機関は、平成 29 年 12 月 14 日付け鎌倉市指令観第 17 号で行政文書全部非公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

ウ 審査請求書の提出

審査請求人は、本件処分に対し、平成 29 年 12 月 19 日付けで審査請求を行った。

(2) 審査請求の趣旨

審査請求に係る処分（鎌倉市情報公開条例第 6 条第 1 号「住所、氏名、生年月日、職業、電話番号」該当以外の部分）を取り消し、「行政文書一部公開決定処分」とする裁決を求める。

(3) 審査請求の理由要旨

審査請求人が平成 29 年 12 月 19 日に提出した審査請求書、平成 30 年 1 月 29 日に提出した反論書、同年 7 月 9 日に提出した意見書及び同年 8 月 6 日実施の口頭意見陳述における主張を総合すると、審査請求の理由は、大要次のとおりである。

ア 鎌倉市情報公開条例第 6 号第 1 号で「住所、氏名、生年月日、職業、電話番号」に該当する部分以外は「鎌倉の観光について

思うこと」をテーマとした作文に過ぎず、「個人の人格や財産権、その他個人の正当な利益を害するおそれがある」として、全部非公開処分にはすることは不当である。個人を特定できないのであるから法的保護に値する蓋然性はなく、行政文書一部公開決定処分にすべきである。

イ 「おそれ」について、単に処分庁の主観において判断しているだけで、個人の利益とは具体的にどのようなものかについての明確な回答はなく、法的保護に値する客観的な説明がない。また、事実情報と個人の意見情報は、区別して不開示規定を適用すべきである。

3 実施機関の行政文書全部非公開決定理由説明要旨

平成 30 年 1 月 22 日付けで提出された弁明書及び同年 8 月 6 日に実施した実施機関の口頭による決定理由説明を総合すると、実施機関が行政文書全部非公開決定処分とした根拠は、大要次のとおりである。

(1) 応募書類は「鎌倉の観光について思うこと」をテーマとして 400 字以内でまとめることとし、書式は自由で住所・氏名・生年月日・職業・電話番号を付記させた。

応募書類には、応募者の氏名、住所、生年月日、職業、電話番号が記載されており、当該情報は、特定の個人を識別することができる情報であり、条例第 6 条第 1 号に該当する。

(2) 応募書類の作文は、応募者個人のこれまでの活動や社会的関心、経験に基づく意見や信条、理念等が記載されている。これは応募者の人格、思想、社会観と密接に関連するため、公開することにより当該個人の権利利益を害するおそれがあることは明らかであることから、これらの情報を対社会に公開すべきか否か、また、それを社会のどの範囲に公開すべきかについては、元来各応募者が自ら決すべき利益を有していると認めるのが相当であり、そのことは、特定の個人を識別することができる情報を除いたとしても同様というべきであることから、「特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」として、条例第 6 条第 1 号に該当する。

なお、同様の事案である平成 28 年 6 月 13 日付け答申第 44 号に

においても、条例第6条第1号に該当するとした判断が妥当であるとされている。

4 審査会の判断

当審査会は、審査請求人の審査請求書、反論書、意見書、口頭意見陳述及び実施機関からの弁明書、決定理由説明聴取の結果に基づき、次のように判断した。

(1) 本件対象文書について

本件対象文書は、実施機関が第3期鎌倉市観光基本計画の推進に関する調査審議を行う委員会の市民委員2人を募集した際に求めた「鎌倉の観光について思うこと」をテーマにした応募書類であり、テーマについての作文のほか、応募者の氏名、住所、生年月日、職業、電話番号が記載されている。

そこで、本件対象文書について、条例第6条第1号に該当するとして全部非公開とした実施機関の主張について、以下、検討する。

なお、本件処分では、実施機関は氏名、住所、生年月日、職業、電話番号を条例第6条第1号の特定の個人を識別することができる情報に該当するものとしているが、この部分については争いがないことから、それ以外の実施機関の処分について検討する。

(2) 条例第6条第1号該当性について

ア 条例第6条第1号は、「個人に関する情報（中略）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（中略）又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非公開情報として規定している。

イ 当審査会が本件対象文書を見分したところ、応募者個人のこれまでの活動や社会的関心、さらにはこれまでの経験に基づく意見や信条、理念等が記述されていた。これらの情報は、応募者個人の人格、思想、社会観等と密接に結び付いたものであることは明らかである。そのためこれらの情報を公開すべきか否か、また、どの範囲で公開すべきかについては、元来各応募者が自ら決すべき利益を有していると認めるのが相当であり、そ

のことは、特定の個人を識別することができる情報を除いたとしても同様というべきである。

また、提出された書類が、選考以外の目的では使用しないと明示されていないからといって、応募者にとっては自ら提出した書類が選考以外に使用され又公開されることはその予期に反することになる。

したがって、条例第6条第1号に規定される「特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当するとした実施機関の判断は妥当である。

なお、審査請求人は、記載の内容が応募者の意見であるか客観的事実であるのかにより区別すべきと主張するが、本件対象文書の性質は上記のとおりであるから、この主張は公開すべきか否かの判断を左右するものではない。

以上により「1 審査会の結論」のとおり判断する。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

(別紙)

処 理 経 過

年 月 日	内 容
2 9 / 1 2 / 4	行政文書公開請求書が提出される
1 2 / 1 4	行政文書全部非公開決定通知書送付
1 2 / 1 9	審査請求書が提出される（処分庁：観光課 審査庁：総務課）
3 0 / 1 / 2 2	処分庁が弁明書を提出
1 / 2 9	審査請求人が審査庁に反論書を提出
3 / 1 5	口頭意見陳述を実施
5 / 1 8	審査会に対し諮問
7 / 9	審査請求人から意見書及び口頭意見陳述申立書を受 理
7 / 9	実施機関に意見書（写）送付
8 / 6	第 98 回 審査会で審議 （審査請求人からの口頭による意見陳述） （実施機関からの口頭による決定理由説明）
9 / 3	第 99 回 審査会で審議
9 / 1 3	答申（第 65 号）